# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

 【提出日】
 2025年7月9日提出

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 杉原 規之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】積木 利浩【電話番号】03-6774-5100

【届出の対象とした募集(売出)内国投 One ETF ESG

資信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投 10兆円を上限とします。

資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年4月8日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、取得および交換の申込不可日ならびに申込締切時間を変更するため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容)	2	【訂	正の	内容	!
----------	---	----	----	----	---

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

#### (12)【その他】

#### <訂正前>

・お申込の受付

取得申込みの受付は原則として販売会社の毎営業日に行われます。

取得申込みの受付は原則として<u>午後12時30分</u>までにお申込みが行われ、かつ、取得申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱います。

原則として、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。ただし、下記1.から4.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1.対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
- 2.対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日以内
- 3.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 4.ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 5. 上記1.から4.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

#### ・お申込方法

(略)

対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内に該当する日において、委託会社の判断により取得申込みを受付けるときには、当該取得申込みにかかる有価証券のうち、配当落または権利落対象銘柄の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受付けることができるものとします。この場合において、委託会社は、配当落または権利落対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額(当該時価総額の0.05%)を徴することができるものとします。

取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。)である場合には、取得申込みにかかる有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受付けることができるものとします。この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額(当該時価総額の0.05%)を徴することができるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社にその旨を通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

(略)

#### <訂正後>

・お申込の受付

取得申込みの受付は原則として販売会社の毎営業日に行われます。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

取得申込みの受付は原則として<u>委託会社が別に定める時刻</u>までにお申込みが行われ、かつ、取得申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱

原則として、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。ただし、下記1.から2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1.計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
- 2.ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 3. 上記1. から2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
- ・お申込方法

(略)

取得申込みにかかる有価証券のうち、配当落または権利落対象銘柄<u>(以下「対象銘柄」といいます。)</u>の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受付けることができるものとします。この場合において、委託会社は、<u>当該</u>対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。

取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。)である場合には、取得申込みにかかる有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受付けるものとします。この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社にその旨を通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

(略)

## 第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 4【手数料等及び税金】
- (4)【その他の手数料等】

<訂正前>

(略)

お申込時に要するその他の費用

・対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内に該当する日において、委託会社の判断により取得申込みを受付けるときには、配当落または権利落対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額(当該時価総額の0.05%)を徴することができるものとします。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・取得申込者が現物株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社等である場合には、原則として当該株式の時価総額に相当する金額を金銭にて支払<u>い</u>ます。この場合、当該株式を取得するために必要な経費に相当する金額(当該時価総額の0.05%)を金銭にて支払うものとします。

(略)

#### <訂正後>

(略)

お申込時に要するその他の費用

- ・取得申込み<u>にかかる有価証券のうち</u>、配当落または権利落対象銘柄<u>(以下「対象銘柄」といいます。)</u>の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が 定める金額を徴することができるものとします。
- ・取得申込者が現物株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社等である場合には、原則として当該株式の時価総額に相当する金額を金銭にて支払<u>うものとし</u>ます。この場合<u>において、委託会社は</u>、当該株式を取得するために必要な経費に相当する金額<u>として委託会社が定める金額を徴</u>することができるものとします。

(略)

## 第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

・お申込の受付

取得申込みの受付は原則として販売会社の毎営業日に行われます。

取得申込みの受付は原則として<u>午後12時30分</u>までにお申込みが行われ、かつ、取得申込みの受付に かかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱います。

原則として、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。ただし、下記1.から<u>4</u>.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1.対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
- 2.対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日以内
- 3.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 4.ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 5.上記1.から4.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

(略)

・お申込方法

(略)

対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内に該当 する日において、委託会社の判断により取得申込みを受付けるときには、当該取得申込みにかか る有価証券のうち、配当落または権利落対象銘柄の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額につ いては、金銭をもって取得申込みを受付けることができるものとします。この場合において、委 託会社は、配当落または権利落対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に 相当する金額として委託会社が定める金額(当該時価総額の0.05%)を徴することができるもの とします。

取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条 第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。)であ る場合には、取得申込みにかかる有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相 当する金額については、金銭をもって取得申込みを受付けることができるものとします。この場 合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に 相当する金額として委託会社が定める金額(当該時価総額の0.05%)を徴することができるもの とします。また、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ 際に委託会社にその旨を通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われな かった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを 取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

(略)

#### <訂正後>

・お申込の受付

取得申込みの受付は原則として販売会社の毎営業日に行われます。

取得申込みの受付は原則として委託会社が別に定める時刻までにお申込みが行われ、かつ、取得申 込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱いま す。

原則として、以下の日を取得申込受付日とする申込みはできません。ただし、下記1.から2.に該当 する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

- 1.計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場 合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
- 2.ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 3.上記1.から2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがある と判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき

(略)

#### ・お申込方法

(略)

取得申込みにかかる有価証券のうち、対象銘柄の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額につい ては、金銭をもって取得申込みを受付けることができるものとします。この場合において、委託 会社は、当該対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額とし て委託会社が定める金額を徴することができるものとします。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社を含めて以下「発行会社等」といいます。)である場合には、取得申込みにかかる有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを受付けるものとします。この場合において、委託会社は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額を徴することができるものとします。また、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社は、取得申込みを取り次ぐ際に委託会社にその旨を通知するものとします。この通知が取得申込みの取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込みを取り次いだ販売会社がその責を負うものとします。

(略)

#### 2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

(略)

#### ・交換の受付

受益者は、毎営業日、自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換(「交換」といいます。)を請求できます。受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権を もって行うものとします。

交換請求の受付は、原則として<u>午後12時30分</u>までに交換請求が行われ、かつ、交換請求の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当該交換請求受付日の請求として取扱います。原則として、以下の日を交換請求受付日とする請求はできません。ただし、下記1.から<u>4</u>.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受付けることがあります。

- 1.対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
- 2.対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3営業日前から起算して6営業日以内
- 3.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)
- 4.ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 5.上記1.から4.のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたときまた、委託会社は信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合に、大口の交換請求に制限を設ける場合があります。

(略)

#### ・交換の方法

(略)

対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日に該当する日において、委託会社 の判断により、受益権の交換請求を受付けた場合には、交換に要する受益権の口数と信託財産に 属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券(当該配当落または権利落対象銘

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

柄(以下、「対象銘柄」という場合があります。) 板時価総額に相当する金銭を交換するよう指図します。

(略)

## <訂正後>

(略)

#### ・交換の受付

受益者は、毎営業日、自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換(「交換」といいます。)を請求できます。受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権を もって行うものとします。

交換請求の受付は、原則として<u>委託会社が別に定める時刻</u>までに交換請求が行われ、かつ、交換請求の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当該交換請求受付日の請求として 取扱います。

原則として、以下の日を交換請求受付日とする請求はできません。ただし、下記1.から2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の交換請求を受付けることがあります。

- 1.計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
- 2.ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
- 3.上記1.から2.のほか、委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたときまた、委託会社は信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合に、大口の交換請求に制限を設ける場合があります。

(略)

#### ・交換の方法

(略)

交換にかかる有価証券に対象銘柄が含まれる場合は、交換に要する受益権の口数と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位の整数倍となる有価証券(<u>当該対象銘柄</u>を除きます。)および当該対象銘柄の個別銘柄時価総額に相当する金銭を交換するよう指図します。

(略)

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(自2024年4月1日至 2025年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
/海京の部へ	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	-	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産語	95,843	99,390
固定資産		
有形固定資産	1,093	1,361
建物	1 918	1 841
器具備品	1 130	1 352
リース資産	1 5	1 3
建設仮勘定	39	163
無形固定資産	4,495	3,771
ソフトウエア	2,951	2,740
ソフトウエア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産	8,935	9,039
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産語	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

		(単位:日万円)
	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
 (負債の部)	(2027年3月31日発生)	(2020年3月31日現在)
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

# (2)【損益計算書】

	第39期 (自 2023年4月		第40期 (自 2024年4	月1日
	至 2024年3月	月31日)	至 2025年3	月31日)
営業収益				
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費		,		·
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
	1,927		2,198	
2	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
and multiple and a second sec	240		313	
<sup>・                                   </sup>	240	20,172	313	21,366
営業利益		19,788		21,300
<b>古未刊</b> 回		19,768		Z1,ZU4

	<u> </u>		40			(単位、日月月)
	,	第39 (自 2023 <sup>年</sup>	·期 ∓4月1日		第40 (自 2024:	0期 年4月1日
			₩3月31日)			年3月31日)
営業外収益						
受取利息		4			12	
受取配当金	1	899		1	450	
時効成立分配金・償還金		0			0	
雑収入		18			11	
時効後支払損引当金戻入額		35			7	
営業外収益計			959			482
営業外費用						
為替差損		19			39	
金銭の信託運用損		1,008			329	
早期割増退職金		6			6	
雑損失		0			-	
営業外費用計			1,034			374
経常利益			19,712			21,312
特別利益						
固定資産売却益		-		2	6	
特別利益計			-			6
特別損失						
固定資産除却損		6			13	
関係会社株式評価損		1,362			31	
減損損失	3	231			-	
関係会社清算損		-			25	
特別損失計			1,601			70
税引前当期純利益			18,111			21,247
法人税、住民税及び事業税			5,769			7,356
法人税等調整額			510			435
法人税等合計			5,258			6,920
当期純利益			12,852			14,326

# (3)【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本								
			資本剰余金			利	益剰余金		
						その他和	引益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							11,040	11,040	11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-		1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,812
当期末残高	0	0	80,846

## 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

		株主資本								
			資本剰余金			利	益剰余金			
						その他和	引益剰余金		株主資本	
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計	
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846	
当期変動額										
剰余金の配当							10,855	10,855	10,855	
当期純利益							14,326	14,326	14,326	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471	
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318	

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	0	0	84,318

# 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価 方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8~18年 器具備品 … 3~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、 当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準 によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した 額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員 の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4)時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実 績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### 6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投 資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。

#### (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とと もに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運 用期間にわたり収益として認識しております。

#### (2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、 確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取りま す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるとい う前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識 しております。

#### (3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、 確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取りま す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるとい う前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識 しております。

#### (4)成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のべ ンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運 用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報 酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しておりま す。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計 基準委員会)等

## (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環と して、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に 向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一 の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主 要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別 財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表され

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、 リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全 てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する 単一の会計処理モデルが適用されます。

#### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

#### 当該会計基準等の適用による影響 (3)

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で 評価中であります。

#### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

		( , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

## (損益計算書関係)

1.各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

		` ` `
	第39期	第40期
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

## 2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
ソフトウエア	-	6

## 3.減損損失

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

## 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度については、該当事項ありません。

#### (株主資本等変動計算書関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

#### 2.配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

_ '	,					
	決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 ( 円 )	基準日	効力発生日
	2023年6月16日	普通株式				
	定時株主総会	A種種類 株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日	普通 株式	利益	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	10,200	257,000	2024平3月31日	2024平0月16日

## 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

#### 2. 配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金(財 産)の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式 A種種類 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
2024年6月17日	│ │普通株式 │	10, 200	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
定時株主総会	A種種類 株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024平0月16日

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種 類	配当の 原資	配当金の総 額(百万 円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

#### (金融商品関係)

## 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の 株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

## 第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	28,143	28,143	-
その他有価証券	1	1	-
資産計	28,145	28,145	-

## 第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)有価証券	0	0	-
(2)金銭の信託	31,340	31,340	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	0	0	-
資産計	31,342	31,342	-

(注1)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第39期(2024年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1)現金・預金	41,183	-	-	-
(2)金銭の信託	28,143	-	-	-
(3)未収委託者報酬	19,018	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	3,577	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	91,923	1	-	-

#### 第40期(2025年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	40,201	-	-	-
(2)有価証券	0	-	-	-
(3)金銭の信託	31,340			
(4)未収委託者報酬	19,595	-	-	-
(5)未収運用受託報酬	4,015	-	-	-
(6)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	0	-	-
合計	95,154	0	-	-

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

#### 第39期(2024年3月31日現在)

N100 M1 ( 2021   0) 101 H NLE )					
区分	時価(百万円)				
<u></u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	-	28,143	-	28,143	
その他有価証券	-	1	-	1	
資産計	-	28,145	-	28,145	

#### 第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価(百万円)				
<b>上</b>	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1)有価証券	-	0	-	0	
(2)金銭の信託	-	31,340	-	31,340	
(3)投資有価証券					
その他有価証券	-	0	-	0	
資産計	-	31,342	-	31,342	

## (注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

## 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(預金・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価等に関する事項及び3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券(その他有価証券) 非上場株式 関係会社株式	182	182
非上場株式	4,447	4,037

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

#### 2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	1
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

## 第40期(2025年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	ı	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

#### 3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円(関係会社株式1,362百万円)減損処理を 行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円(関係会社株式31百万円)減損処理を行っております。

## (退職給付関係)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

#### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		(百万円)
	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	246	321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

		( 口/// )
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	40	44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

#### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

		( -, 3, 3 /
	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
 勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	0	0
その他	4	4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

<sup>(</sup>注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度に おいて6百万円を営業外費用に計上しております。

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期	第40期	
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)	
割引率	0.09%	0.09%	
予想昇給率	1.00% ~ 3.56%	1.00% ~ 3.56%	

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第39期</u>	第40期
	(2024年3月31日現在)	<u>(2025年3月31日現在)</u>
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額(一括償却資産)	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額(税法上)	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	<u> </u>	<u> </u>
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期		第40期	
	(2024年3月31日	<u> </u>	<u>(</u> 2025年3月31日	<u>現在)</u>
法定実効税率	30.62	%	30.62	%
(調整)				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.44	%	0.64	%
税制非適格現物配当益金算入項目	-		3.56	%
税率変更による影響	-		0.18	%
その他	0.14	%	0.79	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04	%	32.57	%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

#### (企業結合等関係)

#### (取得による企業結合)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

#### 1. 結合当事企業

結論	合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信
事	<b>事業の内容</b>	投資運用業務、投 資助言・代理業務		信託業務、銀行業 務、投資運用業務	3272 37

#### 2.企業結合日

2016年10月1日

#### 3.企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、 吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

#### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

#### 5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

#### 6. 合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

<b>本社</b> 夕	DIAM	MHAM
会社名	(存続会社)	(消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

<sup>(\*)</sup>普通株式と種類株式を合算して算定しております。

#### 7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

#### 8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

#### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

#### 10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
  - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円 うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

#### 12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

#### (1)貸借対照表項目

	第39期	第40期
(	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円
		<b>**</b> • • • <b>**</b> • • • • • • • • • • • • • • • • • •

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん47,640百万円43,829百万円顧客関連資産17,109百万円13,661百万円

#### (2) 損益計算書項目

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	7,649百万円	7,259百万円
経常利益	7,649百万円	7,259百万円
税引前当期純利益	7,649百万円	7,259百万円
当期純利益	6,474百万円	6,298百万円
1株当たり当期純利益	161,850円28銭	157,468円47銭
(注)営業利益には、のれん	及び顧客関連資産の償却額か	「含まれております。
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

#### (共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という。親会社)及び第一生命ホールディングス株式会社(その他の関係会社)へ以下の現物配当を行いました。

## 1.取引の概要

## (1)取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3)取引の総額

575百万円

#### (4)その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

#### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## (収益認識関係)

#### 1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬(注)	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

<sup>(</sup>注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

#### (セグメント情報等)

## 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### (1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2)地域ごとの情報

#### 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

#### (持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	会社等の	住所	資本金 又は	は の内	議決権等の所	関	係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
属性	名称   		出資金	容又 は職 業	有(被 所有) 割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(百万円)		(百万円)
親会社	株式会社 みずほ フィナン シャルグ ループ	東京都千代田区	22,567 億円	持株会社	(被所 有) 直接 51%	-	持株会社	現物配当	402	-	-
他の関係会社	第一生命 ホール ディング ス株式会 社	千代田	億円	持株会社	(被所 有) 直接 49%	-	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)現物配当の詳細については、(株主資本等変動計算書関係)2.配当に関する事項及び(企業結合等関係)(共通支配下の取引等)に記載しております。

## (2)子会社及び関連会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当はありません。

#### (3) 兄弟会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

71300%		0 1 1/ 3 1				<del></del>					
	会社等の	住所	又は	の内	議決権等の所		係内容	取引の内容		科目	期末残高
属性	名称   		出資金	容又 は職 業	有(被 所有) 割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(百万円)		(百万円)
親会社の	株式会社 みずほ銀 行		14,040 億円	銀行 業 業	-	-		投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,870
子会社	みずほ証 券株式会 社	ı	1,251 億円	証券 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

#### 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	の内	議決権 等の所 有(被	関	係内容	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高 (百万円)
属性	1011		山貝立	は職業	所有)割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(日710)		(日710)
親会 社の		東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	-	-	投資信託	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,976
子会		東京都千代田区	1,251 億円	証券業	-	-		投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	3,306

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれており ます。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません

## (1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	ı	-
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和

業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏 和

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以 上

(注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。